

財務 VOL.3

いまさら聞けない『減価償却費』を理解する：後編

【思い当たる買物が次から次へと…】

前回、決算対策で決算月の12月に450万円のパンツを購入したのに、経費になるのは数万円で節税対策になっていないという事例をご紹介させて頂きましたが、『当院の場合はどうか？』と、何人も先生方からお問合せを頂きました。

しかし、案の定、ご紹介させて頂いた事例に近い購入をされている先生が多く、「資産を購入しても大して節税にならないければ買った意味がない！」と憤慨されておられました。今号のお題である「減価償却費を上手に活用」すれば、数百万円の資産を購入しても全額が経費になって節税出来ることもあるのです！

【ご存知ですか？「償却率 1.000＝全額経費」の存在を】

“資産を購入して全額経費？それは30万円未満の資産だけじゃないの？”と思われるかも知れませんが…、実は、平成19年4月1日付の税制改正で減価償却費の「償却率（年度ごとに落とせる経費の割合）」が大幅に見直されたことにより、耐用年数2年の資産については、定率法では1.000という償却率が登場したのです。

※ 参考：減価償却資産の償却率表

耐用年数	2年	3年	4年	5年	…
定額法	0.500	0.334	0.250	0.200	
定率法	1.000	0.833	0.625	0.500	

つまり、耐用年数が2年の資産を買った場合、その年に全額経費として計上出来るようになっていくということです！

“それでは、耐用年数が2年の資産って一体どんなモノがあるの？”という質問になろうかと思いますが、税法で定められた減価償却資産の耐用年数表を確認してみると…、

自転車、食事または厨房用品でガラス製のもの
マネキン人形及び模型、オペラグラス、演劇用具の
かつら、貸付業用の植物、映画フィルム…

だそうです。なかなか、医院の資産として購入出来るようなものや、現実的に利用できそうなものはほとんどありませんね。

“何だ、結局は使えない情報じゃないか！”とお叱りを受けそうですが、今号で上げたいことは、この「耐用年数2年の資産は全額経費」という制度を活用し、**中古資産の購入を検討しましょう！**ということなのです！

【これが、減価償却費の上手な活用方法だ！】

そもそも、耐用年数とは“その新しい資産がどれだけ使用できるか”という年数です。ということは、既に何年か使用されている中古資産については、当然のことながら耐用年数は短くなりますし、税法においても認められています。

例えば、6年の耐用年数の資産を2年使用すれば、その中古資産の耐用年数は4年、4年使用したものであれば2年となる…、といった具合です。

分かりやすく言うと、**4年落ちのパンツを買えば、その購入資金は全額『減価償却費』として計上できるのです！**

“上手な活用といっても中古車だけなのか？”と思われる先生方もおられるかも知れませんが、そうではありません。

例えば、この税制改正以降、中古の医療機器市場などは特に注目を集め、内容も充実し、購入される先生方も増えております。中古資産購入による節税を検討される場合の選択肢のひとつとして検討する価値は大いにあるでしょう。

【節税を意識した設備投資は利益予想に基づいて…】

さて、中古資産の購入が減価償却費の経費計上において有効であるという話をご紹介しましたが、もうひとつ、忘れてはいけな大切なポイントがあります。

減価償却費は、『使用した当期の月数部分』が経費となるということです。

※ 参考：減価償却費の計算方法

減価償却費＝取得価格×償却率×**使用月数÷12ヶ月**

これは前号でも触れましたが、せっかく償却率1.000でも、決算ギリギリで購入した場合、使用した月数が短いので、経費になる額が少なくなります（**決算間際に節税を意識した設備投資を行っても効果はわずか**ということです）。

本来であれば、まず期首である程度の業績を推測し、さらに、四半期、半期という節目で利益予想を行い、その予想に基づいて設備投資の意思決定をするのが当然なのです（**駆け込み購入などは普通ではあり得ません**）。

中古で耐用年数が2年で450万のパンツを購入するにしても、購入が期首か期末かで約412万円もの差が出ます。

場当たり的ではなく、このような“**当たり前**”の事がきっちりできてはじめて制度を上手に活用し、有効な節税対策が打てるのです。貴院はいかがですか？計画的な設備投資がきっちりできていますか？

■ おしらせ

今号では、耐用年数が2年の場合についてのみご紹介しましたが、他にも検討に値する活用方法がございます。詳しくお知りになりたい先生は、**倶楽部会員専用メールアドレス**にてお問合せ下さい！